

身体的虐待事案に関する個別検証を行う支援検証部会報告書

(鳥取県児童福祉審議会児童支援部会)

令和8年4月 鳥取県子ども家庭部

目次

1 検証について

- (1) 検証の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 検証の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 事例1（身体的虐待疑いがあり、児童相談所・市が支援を実施していた世帯で、児童相談所の支援終了とした後、身体的虐待が発生した事例）

- (1) 事例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 世帯構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 対応経過（第一子の虐待通告受理から第一子及び第二子の乳児院措置までの経過）・・・・・・・・ 2
- (4) 対応における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

3 事例2（市町村や児童相談所の関与がなかった世帯で発生した身体的虐待の事例）

- (1) 事例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 世帯構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 対応経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4) 子育て等に心配な傾向が見られない世帯への支援に関する課題・・・・・・・・ 9

4 再発防止に向けての提言

- (1) 事例1について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 事例2について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

1 検証について

(1) 検証の目的

この検証は、鳥取県内で発生した児童虐待事案について、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項の規定により、児童が重大な被害を受けた児童虐待事例の事実関係や課題等を整理し、再発防止策の検討を行い、児童虐待の防止や予防に向けた提言を行うことを目的とする。なお、本検証は今後の再発防止策を検討するためのものであり、個人の責任追及を行うためのものではないことを確認の上、検証を行った。

(2) 検証の方法

- ・この検証は、鳥取県児童福祉審議会児童支援部会において、検証委員5名を任命し、令和6年度に鳥取県内で発生し、児童が重大な被害を受けた身体的虐待事例（2事例）を検証した。
- ・関係機関が保有する検証対象となる事例に関する記録の収集と関係機関職員へのヒアリング調査を実施し、検証対象事例の課題点等を明らかにし、再発防止のために必要な方策を検討した。なお、会議内容については、プライバシー保護の観点から非公開で実施したが、検証結果についてはプライバシーに配慮しつつ、本報告書を取りまとめ公表する。

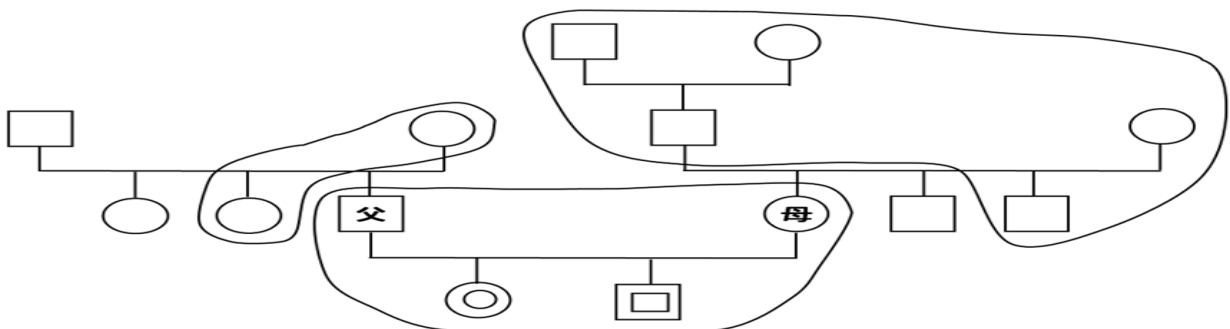
2 事例1（身体的虐待疑いがあり、児童相談所・市が支援を実施していた世帯で、児童相談所の支援終了とした後、身体的虐待が発生した事例）

(1) 事例の概要

- ・令和6年5月、世帯の第二子（0歳5か月）に骨折等があるとして、医療機関から児童相談所（以下、「児相」という。）に虐待通告があった。
- ・この世帯は、第一子についても令和4年5月（当時0歳3か月）に、原因不明の骨折による虐待通告が医療機関からあり、児相は第一子の一時保護を実施した。第一子に対する身体的虐待について保護者は否定したが、骨折に関する原因を保護者が把握できていない状態はネグレクトに該当するとして、児相は当該事案を虐待事案として扱い、一時保護解除後は、児童福祉司指導により在宅での支援を継続的に実施した。
- ・その後、令和5年4月に第一子は保育所に入所、同年6月に第二子の妊娠届出及び同年12月の第二子出生といった世帯の環境変化があったが、第一子の怪我の再発もなく、親族の協力も得ながら順調に子育てがなされていると判断し、児相は、令和6年3月に第一子に係る児童福祉司指導を解除し、当該世帯に対する支援を市に引き継いだ。
- ・ところが、第一子の児童福祉司指導解除から2か月半後に、第二子に対する虐待通告があったため、第一子及び第二子を乳児院で一時保護し、児相は虐待調査を開始した。保護者は当初、虐待を否定していたが、最終的に母親が第二子に対する虐待行為を認めた。

(2) 世帯構成 ※令和6年5月時点

父（30代、会社員）、母（20代、会社員）、第一子（2歳4か月、保育所）、第二子（0歳5か月、家庭での育児）の4人世帯。



(3) 対応経過（第一子の虐待通告受理から第一子及び第二子の乳児院措置までの経過）

	年月日 (月齢)	内 容
第一期…第一子の身体的虐待疑いにおける対応	R4. 5 月 (第一子 3 か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関から第一子（生後 3 か月）の虐待通告 ※これまで児相の係属歴なし骨折の原因は不明で入院している。（頭部や脇の下にも痣がある。） ・第一子の詳細検査等が必要なため、対応可能な医療機関に転院。転院時、通告を受けた医療機関が第一子の骨折等について、虐待疑いがあるため児相に通告したことを父母に伝える。 ・児相が父母と面接。父母は、「足の腫れに気づき病院受診を行い、骨折が半明したが、骨折した時の状況は分からない」と話している。同日から転院先での一時保護。 ・第一子が医療機関を退院。乳児院で一時保護を継続。 ・【個別支援会議（児相、市、医療機関など）】 骨折原因を特定することは難しい状況であることを確認。
	R4. 7 月 (第一子 5 か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・児相と父母が面接。父母以外の大人がいる環境で第一子を養育することが必要との児相の見解を説明し、令和 5 年 3 月末まで、父方又は母方親族との同居で第一子を養育する環境を整えるのであれば、一時保護を解除することを父母に提案。
	R4. 8 月 (第一子 6 か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・【父母、父方親族、母方親族、児相との会議】 父方親族が父母宅に同居し、作成した保育日誌を親族と共有すること、母方親族も父母宅を訪問し、その際は父母宅に泊り、父方親族は自宅に戻って休息すること、令和 5 年 3 月末に評価を行うこと、の 3 点を家庭引き取りの条件とすることを確認。 ・【児相援助方針会議】 支援方針は、児童福祉司指導とする。骨折に関する身体的虐待の認定は事実関係が不明なため行わないが、骨折原因が分からない状況をネグレクトとして認定。 ・第一子の一時保護を解除し、家庭引き取り。以後、児童福祉司指導を実施。 ・児相が市と合同で家庭訪問した際、父方親族が同居していないことが発覚。父方親族は、毎日、父母宅を訪問し、保育日誌、身体チェックは行っているが、父母宅には週 1 回しか泊まっていない事実を確認。父方親族に対し、父母だけの養育とならないことが家庭引き取りの条件であるため、父方親族が父母宅にいる時間を増やすよう要請。
	R4. 9 月 (第一子 7 か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・児相が家庭訪問。父方親族は同居できていない。母は同居に拒否はないが、父方親族の体調や仕事の面で無理は言えない様子。児相から母に対して、父方親族の同居が一時保護解除の条件であり、守っていただく必要があると指導。 ※以後、父母及び父方親族に同居の再開を求めるが、父母宅への父方親族の泊まりは、週 1 回程度にとどまり、それ以外の日は、夜から翌朝まで父方親族宅で第一子を養育する方法に変更されていた。 ・市の家庭訪問では「布団が敷いたままの状況があり、家事については無頓着な状況が伺えるが、ネグレクトといった感じではない。」と評価
	R4. 10 月 (第一子 8 か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・【個別支援会議（児相、市）】 <母及び第一子の状況> ・母は市や児相の家庭訪問に対して受け入れはよい、母の家事（整理整頓ができ

		<p>ていない) や育児に対する無頓着 (ミルクを飲ませる時、「抱っこしない」、「寝かせたままの1人飲みさせている」) さが見受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一子の発育状況は良好、虐待という感じは見受けられない。
第一期 第一子の身体的虐待疑いにおける対応	R4. 12月 (第一子10か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・児相が家庭訪問。第一子の様子として、座位姿勢安定、伝い歩き、一瞬、独り立ち可。音楽に合わせて踊るような動作あり。母とのアイコンタクト良好。 ・【父母、父方親族、母方親族、児相との会議】 一時保護解除後の状況を確認。一時保護解除時の条件であった父母宅への父方親族の同居はできていないが、児相や市の家庭訪問、養育支援訪問事業の利用は継続できている。 <世帯の状況> <ul style="list-style-type: none"> ・第一子の発育等に気になる点はない。 ・部屋の掃除が行き届いていない状況はある。 ・家庭訪問等に対する父母からの拒否は見られない。 ・世帯の状況に大きな変化はない。
	R5. 2月 (第一子1歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の家庭訪問では、「母が部屋を出入りする姿を第一子が追う様子が見られ、愛着の良さが伺える。母は、父と第一子のエピソードは話さない。部屋の中に荷物が増え、片付けができない様子。」との評価。 ・児相が家庭訪問。第一子は母を求め後追いし、母が戻ってくると笑顔で母の元へ寄り、母も第一子と触れ合うなど母子の愛着は良好。
	R5. 3月 (第一子1歳1か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・【個別支援会議 (児相、市)】 第一子の発育に気になる点はない、掃除が行き届いていない、父と第一子の関係は希薄であることが児相と市の共通見解。令和5年4月以降も児童福祉司指導を継続する方針。4月から第一子は保育所入所。
第二期 第一子の保育所入所と第二子妊娠と出生	R5. 7月 (第一子1歳5か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・市から児相に「母から妊娠届出書が提出され、令和6年1月に第二子出産予定」との情報提供。 ・児相が家庭訪問。第一子は母に寄りかかり、笑顔を見せる等、愛着関係は良好。
	R5. 8月 (第一子1歳6か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児健診。待ち時間、第一子は自由に動きまわるが、母はその状況を制止することもなく見守っていた姿が気になるとの市の評価。
	R5. 11月 (第一子1歳9か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・児相が家庭訪問。リビング内には物が散乱し、掃除が行き届いていない。母は仕事を続けている。第一子は順調に保育所に登園。父方親族は週1回以上様子を見にきてくれ、食事の提供もある。母方親族も時々来てくれる。
	R5. 12月 (第一子1歳10か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第二子出生。
第三期	R6. 1月 (第一子1歳11か月、 第二子0か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第一子に原因不明の骨折があった経過等も踏まえ、自宅での養育状況を継続的に支援、確認していく必要がある」と第二子の出産を対応した医療機関から市に対して引継ぎがある。(母と第二子の退院時)
	R6. 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関から市に対して「退院後すぐは気持ちの落ち込みがあったが、現在は周

	(第一子 1歳11か月、 第二子0か月)	りの支援や育児への慣れもあり回復している。児との生活リズムも慣れてきたようで、現時点では気になる不調はなさそう。児との接し方も愛着は良好」との産後健診の情報共有がある。
第三期 第一子の児童福祉司指導解除に向けての対応 第二子出生後から第二子の身体的虐待に至るまでの対応	R6.2月 (第一子2歳、 第二子1か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が第二子の新生児訪問。第二子の発育状況は良好。 ・児相が家庭訪問。父方親族が毎日様子を見に来てくれている様子。第一子は母に甘えたり、物を投げて注目を集める様子が見られた。言葉（2語文は話せる）も増えており、発育・発達面で気になる様子はない。
	R6.3月 (第一子 2歳1か月、 第二子2か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・児相と市の合同家庭訪問。父方親族も同席。第一子は活発に遊ぶ様子が見られた。母の表情はよく、「特に困っていることはない。二人目だから余裕を持って育児できる。父方親族が近くで頼れるので安心。」と話す。令和7年4月に第二子も保育所入所予定。特段の困り感はない。第一子の安全が確認できており心配な点がないため、児相は関わりを終了する予定であることを母に伝える。市は今後も関わりを継続することを伝える。 ・【児相援助方針会議】 第一子は生後3か月の時、原因不明の骨折。その後、児相と関係機関で家庭訪問を続けたが、養育上の心配なし。部屋が散らかっていることについては都度指摘をし、改善傾向。保育所でも特段の問題なし。父方親族の支援もたくさん入っている。 <方針>児童福祉司指導解除し、市に引継ぎ、継続支援を依頼。 ※市、保育所に児相の方針を連絡した後、児童福祉司指導を解除。 ※児相が児童福祉司指導解除をすることを事前に把握した市は、児相の方針に対し、児童福祉司指導解除は時期尚早ではないかと不安を感じたが、特に意見をすることはなかった。(検証のためのヒアリングにより発覚)
第四期 第二子の身体的虐待に対する対応	R6.5月 (第一子 2歳3か月、 第二子4か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・市から児相に連絡あり。第二子が骨折で医療機関に入院。検査で複数の骨折が確認された。体格も成長曲線から下方に外れている。骨折について父母は心当たりのないと話している。 ・児相が医療機関と情報共有。虐待が疑われるため、通告対応を行う。 ・第一子は乳児院、第二子は入院している医療機関で一時保護を開始。
	R6.6月 (第一子 2歳4か月、 第二子5か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第二子が医療機関を退院。第一子とともに、第二子も乳児院にて一時保護継続。
	R6.7月 (第一子 2歳5か月、 第二子6か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・母が児相との面談で、第二子に対する加害を認める。第一子のイヤイヤ期が盛んになり、家事や育児に関する負担が母に集中していた状況の中で、育児ストレスが高まっていたと話した。
第四期	R6.8月 (第一子 2歳6か月、 第二子7か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第一子と第二子は、乳児院に入所措置。(父母同意入所)

※事務局が児相及び市の児童記録票をもとに作成。

(4) 対応における課題

① 第一子の身体的虐待疑いにおける対応（相談受理時から令和5年度末までの対応）

- ・児相は、第一子の骨折等の原因が明らかにならなかったため、身体的虐待の認定はできなかったが、骨折した原因を保護者が把握できていない状況はネグレクトに該当すると判断。家庭環境や子育ての状況を把握しつつ、必要な支援を実施するため、「児童福祉司指導」で当該世帯の支援を実施することを決定した。なお、当該世帯に対して、父方親族が父母宅に同居することを条件とし、令和5年3月末まで児童福祉司指導を継続することとした。
- ・父母宅への父方親族による同居の約束は十分に履行できていなかったが、児相及び市の家庭訪問（月2回）や養育支援訪問事業（週3回）により、継続的に、子どもの安全確認に加えて、第一子の発育状況や子と親の愛着関係、保護者の子育てや家事等の状況確認と支援を実施。その過程では、第一子の発育状況や保護者の養育状況において、虐待が疑われる様子は見受けられず、父母は児相や市の関与の継続を拒否する態度は見せなかった。
- ・一方で、児相、市ともに、掃除が行き届いていない、父と第一子の関係が希薄であることを共通の課題として認識し、児相は令和5年4月以降も児童福祉司指導を継続した。

【課題点】

○子と親の愛着関係に関すること

- ・一時保護解除後、児相は市の母子保健担当課の見解として、「ミルクを飲ませる時、「抱っこしない」、「寝かせたままの1人飲みさせている」(R4.10月)」といった情報を得ている一方で、児相は家庭訪問時の様子から「母とのアイコンタクト良好。(R4.12月)母が部屋を出入りする姿を第一子は追う様子が見られ、愛着の良さが伺える (R5.2月)」と評価している。
- ・評価の時期は異なるが、市と児相の子と親の愛着関係に関する見解に相違があるため、この時点で第一子と親の愛着関係に関するアセスメントを掘り下げることが必要だった。
- ・骨折という重篤な怪我が発生した事例であるがゆえに、世帯に対しての支援の軸足が「子どもの安全確認」に傾きすぎていた結果、児相は、子と親の愛着関係や保護者の子育て等のスキルに関する評価が十分できていなかった。
- ・児相や市は、相談種別に関わらず、子と親の愛着関係や親の子育てスキル等は、アセスメントの重要な項目の1つであることを再認識する必要がある。

○児童福祉司指導の履行

- ・一時保護解除時の条件であった父方親族による父母宅への同居の履行は不十分な状況であり、児相は約束の履行は求めていたが、結果的にうやむやのままになっている。児童福祉司指導の内容として、実現可能性のある指導内容とすべきだった。

② 第一子の保育所入所と第二子妊娠と出生（令和5年4月～令和5年12月末）

- ・令和5年4月から第一子は保育所に入所したが、児相は、保育所での第一子の様子等について定期的に確認していない。保育所を含めた個別支援会議も開催していない。
- ・児相は市から第二子妊娠と出生の情報を得ているが、この時点で世帯の再アセスメントを行っていない。

【課題点】

○新たな支援機関が加わる時の対応と情報収集のあり方

- ・令和5年4月から第一子の保育所利用が開始され、当該世帯の支援機関の1つになったが、保育

所入所前に開催された個別支援会議に保育所が招集されていなかった。通常、新たな支援機関には、これまでの支援経過を個別支援会議等の場で共有した上で、以後、定期的に情報共有等を行い、適宜、対象世帯の支援方針を見直しながら支援を展開することが一般的である。会議に参加する関係機関の選定については、担当児童福祉司の判断に委ねられることが多いが、適切な参加機関となっているかどうか、組織として確認する体制のあり方が求められる。

- ・保育所のように、子どもと保護者に直接支援を提供する関係機関からは、児相や市の面接や家庭訪問では得られない重要な情報（他の児童との関係性、保育所での持ち物の状況、保育士視点での親子関係や保護者の養育スキルの評価など）が得られることを児相や市は認識すべきである。
- ・また、保育所に限らず、関係機関に子どもと保護者の見守りを依頼する場合は、子どもに虐待の再発を窺わせる状況の有無や保護者の状況を観察してもらうことが主たる目的であることを明確にした上で、具体的に見守りの視点を関係機関に提示することが重要である。
- ・さらに、アセスメント内容が今後の支援に大きな影響を与える初期介入や支援方針を見直す場面等においては、関係者から対面で情報を聞き取ることも必要である。

○妊娠・出生等、世帯の環境変化があった時の対応

- ・妊娠・出生は世帯における大きな環境変化が生じる事象であり、要支援・要保護世帯の支援に携わる児相や市においては、その重要性は基本的に理解しているはずである。
- ・第一子に身体的虐待疑いとネグレクト（子どもの健康・安全への配慮が不十分）があったにもかかわらず、この事例においては、第二子の妊娠・出生時に、児相が再アセスメントを実施していない。この背景には、支援経過の中で、第一子について、虐待の再発を疑う事象が表面上、見受けられなかったことが影響していると思われる。
- ・リスク管理の観点からは、妊娠・出生はもとより、離婚・再婚・転居等、世帯に大きな環境変化が生じた場合、再アセスメントを実施する運用方針を予め定めておくことが有効と思われる。

③ 第一子の児童福祉司指導解除に向けての対応（令和6年1月～令和6年3月末）

- ・児童福祉司指導以降、第一子について、虐待の再発を疑う事象は見受けられず、児相や市の支援に対して、父母の拒否は全く見られなかった。
- ・児相は、令和6年1月以降、児童福祉司指導解除に向けた家庭訪問等を実施。児童福祉司指導解除の方針を事前に市に伝えた上で、最終的に令和6年3月に児童福祉司指導を解除した。
- ・児相が児童福祉司指導解除をすることを事前に把握した市は、児相の方針に対し、第一子に骨折を伴う身体的虐待が疑われた背景があることを踏まえると、児童福祉司指導解除は時期尚早ではないかと不安を感じたが、特に意見をすることはなかった。
- ・また、市が把握していた母子保健の詳細情報（第二子出生後の新生児訪問時の様子など）について、児相と十分に共有できていなかった。

【課題点】

○児童福祉司指導解除の判断にあたっての課題

- ・この時期、児相の支援の軸足は「身体的虐待が疑われる状況の再発防止」に置かれ、子どもの健康・安全への配慮が不十分としてネグレクト認定した子育て世帯への支援の必要性に関する認識が薄くなっていた。その結果、児童福祉司指導解除のためのケースワークに終始してしまった。
- ・アセスメント不足、組織内での検討・協議が不十分といった要因もあるが、虐待対応が中心とな

っている現在の児相が置かれている環境が、「子どもの安全確認」に軸足を置いた支援に終始しがちになることに留意しつつ、この事例に限らず、子育て支援の観点での支援の重要性を児相は再認識すべきである。

○児童相談所と市町村の連携のあり方

- ・この事例では、児童福祉司指導解除の方針を事前に知らされた市は、過去に身体的虐待が疑われたことを踏まえると、児童福祉司指導解除は時期尚早ではないかと不安を感じたが、児相の判断であるとの理由で、児相に意見を言わなかった背景がある。市町村や関係機関からすると児相の判断に意見を言いつらいこともあることを児相は認識した上、市町村との意見交換を丁寧に行う必要がある。
- ・また、市の組織の中では共有できていた世帯の重要な情報（母子保健情報など）が児相と共有できていなかった場面もあった。要支援・要保護世帯の支援にあたっての情報共有は必須の対応であるため、漏れのない情報共有を行う普段からの取組を徹底する必要がある。
- ・また、児相は、市町村の母子保健に関する情報を要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の調整担当課を通じて得ることが多いが、先に指摘したとおり、特に乳児期においては、市町村の母子保健担当課から直接情報を得ることも場面によっては検討すべきである。
- ・なお、児相と市町村は、個別事例の支援方針の検討にあたっては、児相又は市町村のどちらが主担当になるべきかの議論に終始せず、児相、市のどちらが主担当になったとしても、支援対象世帯の状況（世帯の環境変化や緊急度等の事情の変化等）により、児相と市が協働して支援にあたるための支援方針を協議し、共通理解を図ることが必要である。

④ 第二子出生後から第二子の身体的虐待に至るまでの対応（令和5年12月～令和6年5月）

- ・児相や市は、家事や育児に関する負担が母に集中し、育児ストレスを感じていた母の状況等に関するアセスメントを実施していなかったため、母の孤立感を把握することができていない。

【課題点】

○子育ての孤立を防ぐための支援体制のあり方

- ・子育て中の保護者は、「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えることも多く、その悩みを発信することができない保護者もいることを念頭に置く必要がある。
- ・自ら悩みやSOSを発信することができない保護者を把握するためには、支援者側が得る情報を丁寧に整理して、関係機関がその情報共有を行い、複数の視点で評価し、家庭へのアプローチや支援のあり方を検討することが重要である。

⑤ その他

- ・検証に当たっては、児相が日々の支援経過等を記載する児童記録票をもとに検証を進めたが、支援方針検討に当たってのアセスメント内容や組織としての決定事項に係る検討経過等に関する記載が不十分な点があり、児童記録票への記録内容等に関する課題があることがこの検証を通じて明らかになった。

(4) 子育て等に心配な傾向が見られない世帯への支援に関する課題

- ・父親は生活上のストレスが重なっていたこともあるが、育児手技等に関する知識が浅かった結果（乳児の頭を激しく揺さぶることが重大な結果を招くこと）、子どもに重大な外傷を負わせることになった。
- ・子育て等に心配な傾向が見受けられる世帯に対しては、子どもや保護者を取り巻く関係機関がアプローチをすることで、虐待を未然に防止する等の対応を取ることが可能であるが、心配な傾向が見られない世帯においても、当該事例のように重大な結果が生じる場合があることも念頭に置き、虐待予防にも通じる子育て支援策の充実を図る必要がある。

4 再発防止に向けての提言

(1) 事例1について

① アセスメントに関することについて

- ・アセスメントに必要な情報を得ているにも関わらず、その分析・評価が全体的に不十分で、収集した情報が活かされていない。第二子への身体的虐待の背景には、母が一人での育児にストレスを抱えていたことが明らかになっているが、「父の育児への関与は薄い」といった情報を第一子の子育ての段階で児相や市は得ており、この情報の分析・評価によっては、早期に母の悩みを把握できていた可能性もある。アセスメントによって得た情報をもとに、適切な分析と評価を繰り返し、仮説を立て、支援を実行するといった児童相談所援助活動の基本の重要性を改めて認識し、日々の実務において、堅実に実行することが必要である。
- ・母が自らSOSを出せなかったことが第二子の虐待に繋がっているが、自らSOSを出せない保護者もいるという現実を意識し、保護者の成育歴やパーソナリティに関する情報を得て、その情報を丁寧に分析・評価することが重要である。
- ・アセスメントに必要な情報とは何か、情報を収集する手法（直接、当事者や関係機関から得る必要があるか）、アセスメントの再評価の時期等、児童相談所や市町村が共通認識を図ることができる指標を設けることや、児童相談所や市町村だけではなく、保育所、学校、病院などの関係機関と一緒にアセスメントを実施する場面を増やすことも検討されたい。
- ・児童相談所や市町村のアセスメント内容等に対して、定期的にスーパーバイズを行う者を確保しておくことも、児童相談所や市町村の体制強化には有効である。

② 児童相談所と市町村における連携・協働について

- ・児童相談所と市町村は、互いの役割分担を認識しつつ、1つの相談事例に対して、協働して支援にあたる関係性を構築することが必要である。
- ・市町村の組織体制は、市町村の規模により異なるため、児童相談所は、市町村の実情に応じた市町村支援を実施することが必要である。

③ 子育ての孤立を防ぐための保護者（特に父親）へのアプローチについて

- ・支援対象世帯の保護者が夫婦の場合、母親とやり取りすることが多い現実があるが、父親に対してもアプローチし、育児への関与状況や育児に関する思い・考え等も丁寧に聞き取ることで世帯全体の育児の状況を把握し、支援方針に反映することを検討されたい。

④ 児童相談所における児童記録の記載について

- ・児童記録に、必要な情報が記載されていない、組織として支援方針を検討してきた経過が分かりづ

らい等、児童記録の記載内容や記載方法に関する課題がこの検証を通じて明らかになった。

- ・適切な児童記録の記載が、アセスメント力の向上にも繋がることを認識し、児童記録の適切な記載について、県内児童相談所の共通の課題として、児童記録記載要領等の作成に取り組みたい。

(2) 事例2について

① 子育て当事者の悩みや孤立を防ぐ取組と機運醸成

- ・子育て等に心配な傾向が見られない世帯で発生したものであるが、子育て中の保護者は家族関係や育児の過程でストレスや孤独感を感じることがあるということを念頭に置いた支援が必要である。また、核家族化や地域の繋がりの希薄化が進む現代においては、子育て当事者が抱える孤独感や育児における不安等を直接共有したり、育児に関する助言を受けることができる場を地域に用意することや、子育てを家庭だけでなく地域全体で支えていく雰囲気の日頃から共有されていることが、虐待の未然防止に繋がるものと思われる。

② 虐待予防に繋がる子育て支援策の広報・啓発

- ・父親が子育てに関する手技等に関する知識が浅かったことで虐待につながった事例であるが、例えば妊娠期などにおいて、乳幼児の育児手技や発達段階ごとの特徴などについて父親が学ぶ機会があれば、たとえストレス負荷がある状況であっても、虐待に繋がるこうした行動に及ぶ前に踏みとどまることが出来る可能性もあったと考えられる。
- ・また、母親は妊娠中から産後にかけて女性ホルモンの急激な変化が起こることや父親も慣れない育児による不安やストレスがあることにより、母親父親ともに心身の不調が生じることがあり、心身の不調が続けば、産後うつ発症リスクも高まる。
そのため、妊娠・出産を迎えるパートナーが共に、パートナー間で望まれる配慮やサポートについて学ぶ機会があれば、子育て中の困りごとが出現した時に、ひとり（又はふたり）で抱え込むことなく、他者に支援を求めるなどの行動につながる可能性がある。
- ・「共育て」や男性育休の取得が普及しつつあるからこそ、「子育て当事者」として父親が有すべき知識や育児手技について、関係機関が父親に直接啓発する機会を増やすことを検討されたい。
- ・妊娠期以降の子育て世帯に対しては、市町村や関係機関によるパパママ教室、産後ケア、乳児家庭全戸訪問事業、一時預かりなどの事業が実施されている。こうした支援策は、保護者の育児手技の向上や子育て時のストレスコントロール、支援者による心配な世帯の兆候の発見等に資するものと考えられるため、市町村の実状に応じ、父親も含め、より幅広い世帯への周知やアプローチを強化し、活用してもらうための取組を検討されたい。

<検証組織及び検証経過>

1 検証組織

身体的虐待事案に関する個別検証を行う支援検証部会（鳥取県児童福祉審議会児童支援部会）

2 検証委員

氏名	所属	備考
水野 壮一	鳥取県児童福祉入所施設協議会 副会長 ※部会長	
平井 淳子	鳥取県助産師会 理事	
森田 明美	鳥取県子ども家庭育み協会 理事	
大麻 美紀	鳥取市健康こども部こども家庭センター 統括支援員	臨時委員
藤原 映久	島根県立大学人間文化学部保育教育学科 教授	臨時委員

3 検証経過

令和7年 5月27日 第1回検証会議（検証の目的、方法、スケジュール確認等）

令和7年 7月29日 第2回検証会議（事例1の検証）

令和7年 8月29日 第3回検証会議（事例1の検証）

令和7年10月 6日 第4回検証会議（事例1の検証報告（案）の検討）

令和7年11月 7日 第5回検証会議（事例1の検証報告（案）の検討、事例2の検証）

令和7年12月23日 第6回検証会議（事例2の検証報告（案）の検討）

【参考①】児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項

1～4 （略）

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6～8 （略）

【参考②】鳥取県児童福祉審議会運営要綱（一部抜粋）

（調査審議する事項）

第3条 審議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

（1）～（9） 略

（10）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定による分析、調査研究及び検証を行うこと。

（11）～（15） 略

（支援検証部会）

第7条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、支援検証部会を置く。

（1）第3条第4号の業務

（2）第3条第10号の業務

（3）第3条第12号の業務

2 支援検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、議事に応じて委員長が指名する。

3 支援検証部会に部会長を置き、その支援検証部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。